

《相続税の支払資金》の準備

相続税は現金で支払う税金

1. 相続税の延納

最長20年間延納することが出来る。

2. 相続税延納の問題点

延納利息が高い

延納利息は如何なる所得の経費にならない

3. 相続税を借入金で支払った場合

その借入金の支払利息は、如何なる所得からも控除できない。

4. 結論

相続税は出来るだけ短期間(2~3年で)で支払をすること。

5. 相続税の支払資金の貯め方

(1) 個人で貯める

預貯金や有価証券

売れる不動産

(2) 会社で貯める

その他の固定負債(個人借入金)

死亡退職金



6. 戦略的な方法

(1) 法人の土地建物を個人で所有する

相続税の支払資金が不足する時に、法人が買い上げて相続税の支払に当てる。

(2) この方法の留意点

相続時に売却しなくても良い場合

個人で相続する



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532) 53-5333(代) FAX:(0532) 53-5118